　大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があった。

　当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

　　令和６年９月13日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　 大阪府知事　吉村　洋文

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の所在地及び名称

守口市佐太東町二丁目26番地４ほか

ジャガーセントラルビル・イーストビル

(2)　大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名

守口市佐太東町二丁目６番８号

株式会社ジャガータウン

代表取締役　岡本　　浩

(3)　変更しようとする事項

　　ア　荷さばき施設の位置及び面積

　　イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

　　ウ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

(4)　変更する年月日

　　 (3)アに掲げる事項　令和７年４月10日

　　 (3)イ及びウに掲げる事項　令和６年８月10日

２　届出年月日

令和６年８月９日

３　届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和６年９月13日から令和７年１月14日まで

　(2)　縦覧の場所

　　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　　 大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

守口市京阪本通二丁目５番５号

守口市市民生活部地域振興課

４　意見書の提出先

　　〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　（TEL（06）6210-9497）

　　大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課